

## 神戸市医療的ケア児者の家族のためのレスパイト支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、在宅の医療的ケア児者の看護や介護を行う家族の負担軽減を図ることを目的として神戸市（以下「市」という。）が実施する神戸市医療的ケア児者の家族のためのレスパイト支援事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、医療的ケアとは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第1項の定めるところによる。

2 この要綱において、医療的ケア児者とは、次の要件の全てに該当する者とする。

(1) 市内に住所を有すること。

(2) 同居の家族等によって、在宅で介護を受けて生活していること。

(3) 医師の訪問看護指示書（保健医療機関及び保健医療療養担当規則第19条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書）による医療的ケアを必要としていること。

(4) 訪問看護（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護）により医療的ケアを受けていること。

3 この要綱において、家族とは、医療的ケア児者の保護者等で、現に当該医療的ケア児者の看護及び介護を行っているとして市長が認めた者をいう。

### (利用対象者)

第3条 本事業の利用対象者は、次に掲げる者をいう。

(1) 医療的ケア児者のうち0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあ  
る者（以下「医療的ケア児」という。）の家族

(2) 医療的ケア児者のうち医療的ケア児以外の者

### (事業内容)

第4条 市と本事業に係る委託契約を締結した指定訪問看護事業者（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）その他の訪問看護を行う保険医療機関（健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関をいう。）（以下これらを「指定訪問看護事業者等」という。）が、医療的ケア児者に対し、次に掲げる医療的ケアを含む見守り・介護等（以下「サービス」という。）を行う。ただし、指定訪問看護事業者等が、サービスを提供できないと判断した場合は、この限りでない。

(1) 医療的ケア児者の自宅におけるサービス提供（訪問看護療養費が適用される分を除く）

(2) 医療的ケア児者の外出先におけるサービス提供

### (事業の従事者)

第5条 本事業を行う者は、事業の適正な実施のため、次の各号の要件を全て満たすものであ

て、本事業を実施する事業者として市に登録した者又は市長が必要であると認めた事業者とする。

(1) 指定訪問看護事業者等であること。

(2) 賠償責任保険への加入等、事業者の責による損害に対し適切に保証ができる体制があること。

2 本事業を実施する事業者として登録を受ける場合は、神戸市医療的ケア児者の家族のためのレスパイト支援事業事業者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる資料を添付し、訪問看護事業所（健康保険法第89条第1項に規定する訪問看護事業所をいう。）ごとに、市長に申請を行うものとする。

(1) 訪問看護事業者の指定決定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、本事業における事業所の登録について事業者登録承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により承認又は不承認の決定を行い、承認の決定を行った事業者と委託契約を締結する。

4 前項の規定による契約を締結した事業者（以下「登録事業者」という。）は、申請の内容に変更が生じた場合は、その内容について神戸市医療的ケア児者の家族のためのレスパイト支援事業事業者登録変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事業者に係る登録の抹消を行うことができる。

(1) 登録事業者が不正に第15条に規定する委託料の請求を行ったとき。

(2) 登録事業者が健康保険法第95条による指定訪問看護事業者の指定の取消しを受けたとき。

(3) 登録事業者が法令、本要綱又は市長が業務に関し行う指示に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。

(4) 登録事業者が法令、本要綱又は市長が業務に関し行う指示に違反したとき。

6 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、神戸市医療的ケア児者の家族のためのレスパイト支援事業事業者登録抹消通知書（様式第4号）により当該事業者に対して通知することとする。

### (利用申請)

第6条 本事業の利用を希望する利用対象者は、利用しようとする登録事業者を経由して、神戸市医療的ケア児者の家族のためのレスパイト支援事業利用（変更）申請書（様式第5号）（以下「利用申請書」という。）に、次に掲げる資料を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 第2条第2項第3号に規定する医師の訪問看護指示書（当該医師が記載した日から6ヶ月を経過していないものに限る。）の写し

(2) 訪問看護事業者との契約書の写し又は利用していることが分かる書類

(3) 利用対象者が属する住民基本台帳上の同一世帯員について、当該年度分（申請日が利用しようとする年度の6月以前にあっては前年度分）の市町村民税の額が証明できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

- 2 利用対象者は、前項第3号の書類を提出できない場合は、「同意書」(様式第6号)の提出をもって、これに代えることができる。

#### (利用決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、本事業の利用の可否の決定を行わなければならない。

- 2 市長は、審査にあたり必要と認めるときは、利用対象者及び利用対象者が属する住民基本台帳上の同一世帯員等の住民登録資料、税務資料、その他資料について、調査、照会、閲覧することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による決定を行ったときは、神戸市医療的ケア児者の家族のためのレスパイト支援事業利用決定(却下)通知書(様式第7号)(以下「決定通知書」という。)により、登録事業者を経由して利用対象者に通知するものとする。
- 4 本事業の利用期間は、第1項の規定により本事業の利用の決定(以下「利用決定」という。)を行った日から利用決定を行った日が属する年度の末日までとする。

#### (変更の届出)

第8条 利用決定を受けた利用対象者(以下「利用者」という。)は、利用決定内容の変更を希望する場合は、登録事業者を経由して、「利用申請書(様式第5号)」に変更事項を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請を受けた場合の手続きについては、前条の規定を準用する。
- 3 前項の規定による決定がなされたとき、前項により準用する前条第1項による当初の決定は、前項による決定通知書記載の利用期間の開始日の前日まで有効とする。

#### (利用決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 利用決定を受けた医療的ケア児者が死亡したとき。
  - (2) 利用者が本事業の利用を辞退したとき。
  - (3) 利用者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
  - (4) 偽りその他不正の申請により利用決定を受けたとき。
  - (5) その他市長が不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、神戸市医療的ケア児者の家族のためのレスパイト支援事業利用取消通知書(様式第8号)により登録事業者を経由し利用者に対して通知することとする。ただし、市長が通知することが適当でないとは判断した場合はこの限りではない。

#### (サービスの利用)

第10条 利用者が本事業を利用するときは、決定通知書を登録事業者に提示し、登録事業者と本事業の利用契約を締結しなければならない。

- 2 サービスを提供した当該登録事業者は、「神戸市医療的ケア児者の家族のためのレスパイト支援事業サービス提供実績報告書（様式9号）」に必要事項を記入し、当該利用者の確認を受けなければならない。

#### **（利用時間）**

第11条 本事業の利用時間は、医療的ケア児者一人につき、一年度（4月1日から翌年3月31日まで）あたり96時間を限度とする。

#### **（サービス提供にかかる費用）**

第12条 本事業に基づくサービスの提供費用は、別表第1欄で定める金額とする。

#### **（利用者負担額）**

第13条 本事業に基づくサービスの提供費用のうち利用者負担額は、別表第2欄で定める金額とする。

- 2 本事業に基づき利用者が登録事業者からサービスの提供を受けたときは、利用者は利用者負担額を当該登録事業者に支払うものとする。

#### **（委託料）**

第14条 本事業に基づく委託料は、別表第3欄で定める金額を限度とする。

- 2 本事業に基づき利用者が登録事業者からサービスの提供を受けたときは、市は委託料を当該登録事業者に支払うものとする。

#### **（請求及び支払い）**

第15条 登録事業者は、市から委託料の支払いを受ける場合は、サービス提供の翌月15日までに神戸市医療的ケア児者の家族のためのレスパイト支援事業サービス提供実績報告書（様式第9号）に請求書を添えて市長に請求しなければならない。

- 2 市長は、請求を審査の上、請求を受けた日から30日以内に支払わなければならない。

#### **（不正利得の返還）**

第16条 市長は、登録事業者が虚偽その他の不正な手段により第15条に規定する委託料の支払いを受けた場合は、当該事業者からその委託料の全額又は一部を返還させることとする。

#### **（事業者の遵守事項）**

第17条 登録事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 医療的ケア児者の自宅等に従業者を派遣し、医師の指示に基づく医療的ケアを伴う見守りを適切に行うこと。
- (2) 登録事業者は、利用者に対して本事業のサービスを提供したときは、サービスの提供内容について記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。

- (3) 本事業によるサービスの提供の際、事故等が発生した場合は、利用者の家族及び市長に遅滞なく報告及び連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (4) 本事業によるサービス提供の際、登録事業者の責めに帰すべき事由により、医療的ケア児者、利用者、その他家族（以下「関係者」という。）の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、関係者に対してその損害を賠償しなければならない。
- (5) 関係者からの苦情又は相談があった場合、関係者の状況を詳細に把握し、必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行わなければならない。また、苦情に対しては、関係者の立場を考慮しながら、事実関係の認定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行わなければならない。
- (6) 業務上知り得た医療的ケア児者、利用者、その他の家族等の個人情報保護に十分留意しなければならない。

#### **(報告等)**

第 18 条 市長は、事業の実施に関して必要と認められるときは、登録事業者に対して事業に係る報告及び書類の提示を命じ、当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録事業者の関係のある場所に立ち入り、又は必要な調査をさせることができる。

#### **(その他)**

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

#### 附 則

##### **(施行期日)**

この要綱は、令和 8 年 6 月 15 日から施行する。

別表 第12条、第13条第1項、第14条第1項関係

サービス提供にかかる費用 (第1欄)	利用者負担額 (第2欄)	委託料 (第3欄)
<p>次の算式により算定した額とする。</p> <p style="text-align: center;">1時間あたり8,000円 × サービス算定時間</p>	<p>次の算式により算定した額とする。</p> <p style="text-align: center;">1時間あたり800円 × サービス算定時間</p> <p>ただし、生活保護法による被保護世帯及び利用期間の属する年度分の市町村民税非課税世帯（市長が第6条及び第8条の規定による申請を受理した日が、利用期間の属する年度の6月以前である場合は、前年度分の市町村民税非課税世帯）である場合は0円とする。</p>	<p>第1欄の金額から第2欄の金額を控除した額とする。</p>

備考

- 1 第1欄、第2欄のサービス算定時間とは、登録事業者が、在宅の医療的ケア児者を対象に、家族に代わって看護を行う時間をいう。ただし対象者一人につき、一年度あたり96時間を上限とする。  
(月単位で、1時間に満たないサービスを提供した場合は、30分未満切り捨て、30分以上切り上げとする。)
- 2 第2欄の市町村民税とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む）をいう。